



市議会、地域審議会、組織・機構

住 民

議員の選挙

委員の就任

市 議 会

- ・定数 30人
- ・最初に行われる選挙につき、田辺市・龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町の5つの区域により選挙区を設ける
- ・田辺市 18人 ・龍神村 3人 ・中辺路町 3人
- ・大塔村 3人 ・本宮町 3人

議 決

予算・
条例案提出

地 域 審 議 会

名 称	
龍神地域審議会	合併前の龍神村の区域
中辺路地域審議会	合併前の中辺路町の区域
大塔地域審議会	合併前の大塔村の区域
本宮地域審議会	合併前の本宮町の区域

設 置 期 間
合併の日から平成22年3月31日までとし、5年を限度として延長することができる。

所 掌 事 務

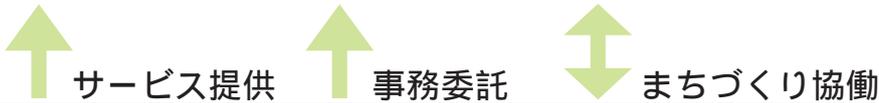
- 1.市長の諮問に応じて審議し、答申する。
 - (1) 市町村建設計画の変更に関する事項
 - (2) 地域基盤整備基金の活用に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2.必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

委員数・任期
審議会は、委員10人以内で組織する。委員の任期は2年とする。

答申
意見表明

諮 問

(自治会、地域団体、各種団体、NPO、ボランティア等を含む)



本 庁 【調整機能・執行機能・窓口機能】

- ・市全体にかかる企画立案、調整
- ・予算の編成と配分
- ・国、県等との対外事務
- ・行政局等との調整、連携
- ・環境衛生、保健福祉、産業振興、社会基盤、教育、消防防災など各種事務事業の執行
- ・窓口業務（本庁分）



行 政 局 【執行機能・窓口機能】

地域住民の日常生活に直接関連する業務

- 窓 口 - 住民票、戸籍謄本、印鑑証明等の発行及び出生・婚姻・死亡等の受付事務等
- 税 務 - 税務関連証明書の発行、収納事務等、税務に関する業務等
- 生 活 - ごみ、し尿、水道等に関する窓口及び収納事務等
- 保健福祉 - 各種健診、健康相談等の保健活動及び高齢者・障害者福祉等に関連する福祉関連事務等

地域の特性・状況に応じた独自性、緊急性、多様性が求められる業務

- 防 災 - 地震、台風、大雨等による緊急時の現地対応業務等
- 地域振興 - 農業、林業、観光等地域の経済活動に関連する現地対応業務等
- 文 化 - 地域の伝統文化や文化振興に関連する業務等



龍神行政局



中辺路行政局



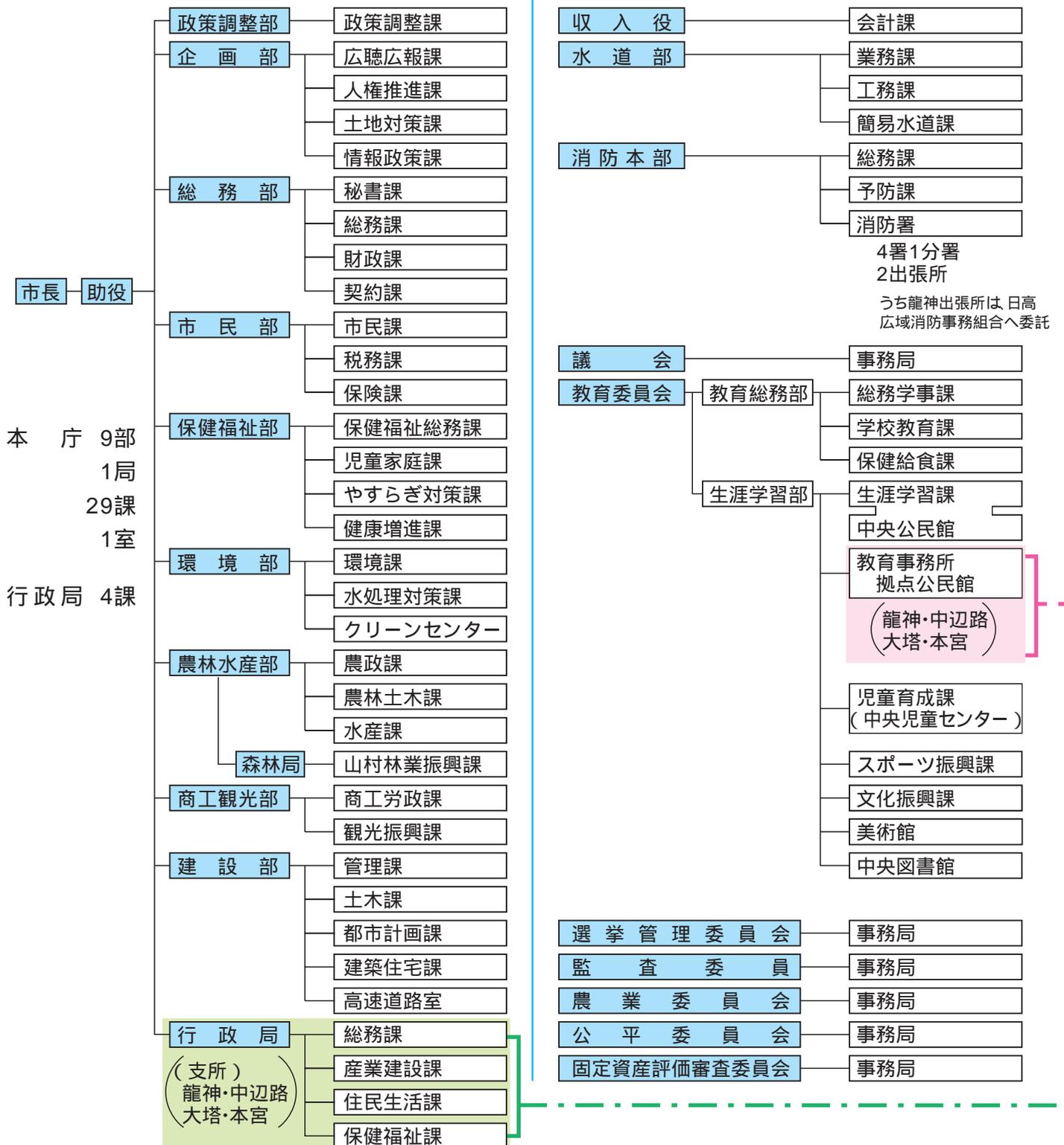
大塔行政局



本宮行政局



新市機構図



行政局 (支所) 龍神・中辺路・大塔・本宮

- ・行政局の統括
- ・本庁との調整、連携
- ・管轄地域において行う事務事業の執行管理

総務課

- ・行政局の庶務に関する事
- ・連絡所に関する事
- ・情報公開に関する事
- ・防災に関する事
- ・広聴及び広報に関する事
- ・町内会等自治活動に関する事

- ・地域の実情に応じて行う事務事業の予算要求と執行管理
- ・災害時の対応
- ・その他必要な事項

- ・地域審議会に関する事
- ・住民活動支援に関する事
- ・住民相談に関する事
- ・地域交通に関する事
- ・交通安全の指導啓発に関する事
- ・選挙に関する事
- ・地籍調査に関する事等

住民生活課

- ・戸籍に関する事
- ・住民基本台帳に関する事
- ・印鑑の登録に関する事
- ・埋火葬許可証の交付に関する事
- ・外国人登録に関する事
- ・児童手当に関する事
- ・児童扶養手当に関する事
- ・国民年金に関する事
- ・国民健康保険に関する事

- ・医療費の支給申請に関する事
- ・市税に関する事
- ・軽自動車の登録、変更、廃車及びナンバー交付に関する事
- ・斎場、墓地に関する事
- ・ごみ、し尿に関する事
- ・環境問題等に関する苦情・相談等に関する事
- ・浄化槽に関する事
- ・水道に関する事等

保健福祉課

- ・福祉サービスに関する事(高齢者・障害者・母子福祉等)
- ・各種健診、健康相談に関する事
- ・蓄犬登録に関する事
- ・介護保険に関する事
- ・生活保護に関する事
- ・保育所に関する事等



産業建設課

- ・地域の商工観光に関する事
- ・地域の農林水産に関する事
- ・地域の道路河川に関する事
- ・地域の市営住宅に関する事等

教育事務所 拠点公民館 龍神・中辺路・大塔・本宮

- ・学校に関する事
- ・教育施設の管理に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・スポーツ振興に関する事

- ・図書館に関する事
- ・地域の伝統文化及び文化振興に関する事
- ・文化財に関する事
- ・公民館に関する事等



新市の名称、町・字の区域及び名称、町内会館

新市の名称

新市の名称は、田辺市となります。

町・字の区域及び名称

新市では、町・字の区域及び名称は下記のとおりとなります。

	町・字の区域	町・字の名称	
		現 在 (例)	新 市 (例)
田辺市	変更なし	田辺市新屋敷町 番地	変更なし
龍神村	変更なし	日高郡龍神村大字西 番地	田辺市龍神村西 番地
		日高郡龍神村大字龍神 番地	田辺市龍神村龍神 番地
中辺路町	「大字高原」の一部を「中辺路町川合」として大字を新設	西牟婁郡中辺路町大字栗栖川 番地	田辺市中辺路町栗栖川 番地
		西牟婁郡中辺路町大字高原 番地	田辺市中辺路町高原 番地
		西牟婁郡中辺路町大字高原 番地	田辺市中辺路町川合 番地
大塔村	変更なし	西牟婁郡大塔村大字鮎川 番地	田辺市鮎川 番地
本宮町	「皆瀬川」の区域の一部と「田代」の区域の一部を合わせた区域を「本宮町川湯」として大字を新設	東牟婁郡本宮町本宮 番地	田辺市本宮町本宮 番地
		東牟婁郡本宮町伏拝 番地	田辺市本宮町伏拝 番地
		東牟婁郡本宮町皆瀬川 番地	田辺市本宮町皆瀬川 番地
		東牟婁郡本宮町皆瀬川 番地 東牟婁郡本宮町田代 番地	田辺市本宮町川湯 番地
		東牟婁郡本宮町田代 番地	田辺市本宮町田代 番地

新築等補助金、住民活動支援補助金

町内会館新築等補助金

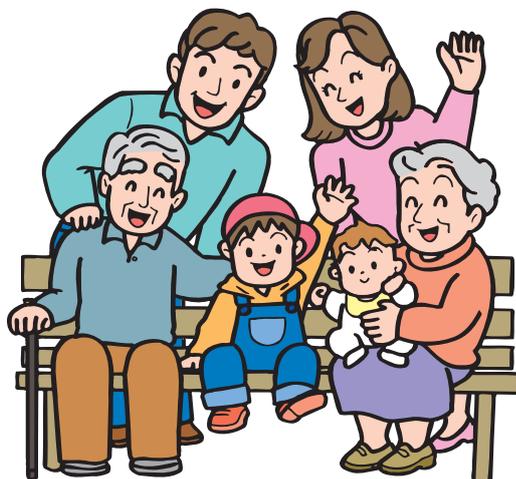
新市では、町内会館の新築・改修等にあたり、その費用の一部または全部を補助することになります。

区 分	事業費補助割合	限度額
新 築	1 / 2	600万円
改 修	1 / 2	200万円
バリアフリー化	2 / 3	200万円
浄化槽整備	10 / 10	なし
災害・新築	1 / 2	600万円
災害・改修	1 / 2	500万円



住民活動支援補助金

新市では、住民活動を支援するための新たな補助制度を設け、住民の皆さんの自主的な活動を支援することになります。





ごみの分別形態等、斎場(火葬場)の使用料等

ごみの分別形態等

新市では、ごみは家庭から出るごみと事業（農業、漁業、小売業、飲食業など）から出るごみに分けて、それぞれ専用の指定袋を使って決められた収集日に決められた場所に出すことができます。（事業者用ごみ分別指定袋には枚数制限があります。）

指定袋を使ったごみの定期収集は、4分別（燃えるごみ、資源ごみ、プラスチックごみ、埋立ごみ）となります。

ごみの収集方法は、定期収集、拠点回収、集団回収が基本となります。

家電（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、平成15年10月以降に購入されたPCマークがついたパソコン以外）、自転車等の処理困難物は、リサイクルセンター資源開発（田辺市文里）への搬入が基本となります。

ごみ分別指定袋に入らない家庭ごみや処理困難物は、田辺市ごみ処理場（三四六）または各行政局へ自己搬入することも可能です。

ごみ分別の種類

収集方法

燃えるごみ	台所の生ごみ 紙くず、木くず 紙おむつなど	定期収集 (週2回)	ごみ分別指定袋(赤)に入れ、収集車で回収する。 家庭用ごみ分別指定袋(燃えるごみ用)
	新聞・広告 雑誌、ダンボール	拠点回収	公共施設(本庁、行政局等)に設置している「古紙ステーション」に持って行く。
		集団回収	町内会、子どもクラブ、婦人会、老人クラブ、PTA等が自主的に回収し、民間処理業者へ引き渡す。
資源ごみ	空カン、空ビン アルミ容器、 ナベ等の金属類など	定期収集 (月1回)	ごみ分別指定袋(青)に入れ、収集車で回収する。 家庭用ごみ分別指定袋(資源ごみ用)
	スチール缶、 アルミ缶、無色ビン、 茶色ビン、その他ビン	拠点回収	公共施設(本庁、行政局等)に設置している「資源回収ボックス」に持って行く。
		集団回収	町内会、子どもクラブ、婦人会、老人クラブ、PTA等が自主的に回収し、民間処理業者へ引き渡す。
プラスチックごみ	塩ビボトル、 トレイ、パック、 発砲スチロールや ビニール袋など	定期収集 (月2回)	ごみ分別指定袋(緑)に入れ、収集車で回収する。 家庭用ごみ分別指定袋(プラスチックごみ用)
	ペットボトル	拠点回収	公共施設(本庁、行政局等)やスーパーに設置している「資源回収ボックス」に持って行く。
埋立ごみ	せともの、くつ、電球 灰、おもちゃなど (乾電池、体温計)	定期収集 (月1回)	ごみ分別指定袋(紫)に入れ、収集車で回収する。 家庭用ごみ分別指定袋(埋立ごみ用)

斎場(火葬場)の使用料等

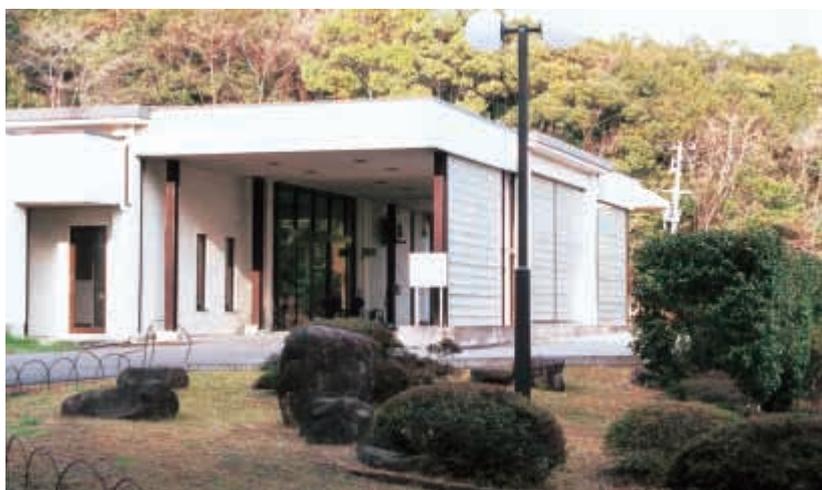
新市では、斎場(火葬場)の使用料は下記のとおりとなります。

	大人12歳以上	小人12歳未満	死胎児・死肢
新市の住民	10,000円	5,000円	5,000円
その他	50,000円	25,000円	25,000円

注)その他の方の使用料については、新市の住民以外の方が新市直営の斎場(現田辺市斎場)を使用する場合のものです。

また、新市では、住民の皆さんが使用できる斎場(火葬場)は下記のとおりとなります。ただし、従前区域の斎場(火葬場)を使用することを原則とします。

現住所	使用できる斎場(火葬場)
田辺市	田辺市斎場
龍神村	南部町・南部川村環境衛生事務組合共同斎場
中辺路町・大塔村	白浜町斎場
本宮町	清浄苑





各種健診、医療費助成

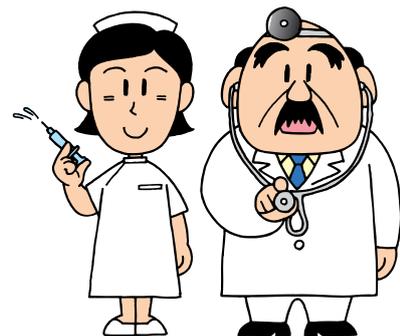
各種健診

新市では、各種健診の対象年齢、自己負担額は下記のとおりとなります。

種 別	対象年齢	自己負担額
基本健康診査	40歳以上	600円(集団) 1,700円(個別)
胃がん検診	40歳以上	600円(集団) 2,100円(個別)
大腸がん検診	40歳～69歳	200円(集団) 700円(個別)
子宮頸がん検診	30歳以上	500円(集団) 1,100円(個別)
子宮頸・体がん検診	30歳以上	1,600円(個別)
乳がん検診(視触診)	30歳以上	200円(集団) 500円(個別)
乳がん検診(視触診・乳房X線撮影)	50歳以上	600円(集団) 800円(個別)
肺がん検診	40歳以上	無料(胸部X線) 200円(喀痰検査)
骨粗しょう検診	40歳・50歳	1,000円(個別)

注1)各種がん検診の対象年齢については、国の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」に変更があった場合は対象年齢を変更することもあります。

注2)自己負担額については、委託料の15%程度を基本としますので、委託料に変更があった場合は自己負担額も変更となります。



医療費助成

新市では、障害者、高齢者、ひとり親家庭、乳幼児に対する医療費の助成は下記のとおりとなります。

制度名	対象者等	助成範囲	支給制限	
重度障害者等医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級所持者 ・身体障害者手帳3級所持者(一部) ・療育手帳A所持者 ・特別児童扶養手当1級支給対象者 	医療費の自己負担分	所得制限あり	
精神障害者医療費	精神疾患を有する者	医療費の自己負担分	所得制限なし	
老人医療費	67～69歳の高齢者	医療費の自己負担分の一部	所得制限、資産制限、扶養制限あり	
ひとり親家庭医療費	ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭等)の配偶者のいない者、18歳までの子供	医療費の自己負担分	所得制限あり	
乳幼児医療費	入院	小学校就学前の子供	医療費の自己負担分	所得制限なし
	入院外	3歳の誕生日までの子供		所得制限あり
		3歳の誕生日の翌月から小学校就学前の子供		





市民税、国民健康保険税、介護保険、単独介護

市 民 税

地方税法の改正により、市町村民税の均等割については、人口段階別の税率区分が廃止され、税率が3,000円（年額）に統一されます。

	平成15年度以前	平成16年度以降
人口50万以上の市	3,000円	3,000円
人口5万以上50万未満の市	2,500円	
その他の市及び町村	2,000円	

国民健康保険税

健全かつ円滑な国民健康保険事業の運営ができるよう、医療制度改革及び医療費の動向を見定め、税率を設定することになります。

ただし、合併に伴う制度上の影響により急激な税額の増加が生じる区域については、激変緩和のため、合併後3年間は不均一課税とすることになります。

介 護 保 険

介護保険事業計画については、現行どおり新市に引き継ぎ、第3期事業計画(平成18年度～平成22年度までの5カ年の事業計画)から統一することになります。

第1号被保険者(65歳以上)の保険料については、第3期事業運営期間(平成18年度～平成20年度の3カ年)の終期である平成20年度まで不均一賦課とし、保険料の急激な変化を調整することになります。



手当制度、重度障害者等福祉年金、敬老祝(年)金

単独介護手当制度

新市では、下記のとおり介護手当制度を実施することになります。

ただし、これまでの各市町村の経過等を踏まえ、合併後3年間の経過措置として、在宅寝たきり老人介護手当と寝たきり老人見舞金の2つの制度を併用することになります。

在宅寝たきり老人介護手当		寝たきり老人見舞金	
実施地域	龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町	実施地域	田辺市
対象者	要介護4・5の者の介護者	対象者	65歳以上で3ヵ月以上寝たきりの者
手当(年額)	60,000円	手当(年額)	5,000円

重度障害者等福祉年金

新市では、下記のとおり福祉年金を支給することになります。

ただし、これまでの各市町村の経緯等を踏まえ、合併後3年間に限り対象者の一部に経過措置を設けます。

	対象者	支給金額(年額)
20歳未満	市民税非課税及び均等割課税である身体障害者手帳所持者・療育手帳保持者・精神障害者福祉手帳所持者	28,500円
20歳以上	市民税非課税及び均等割課税である身体障害者手帳1級所持者・療育手帳A所持者・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 龍神村、中辺路町及び大塔村については、合併後3年間に限り、市民税非課税及び均等割課税である身体障害者手帳2級所持者も対象	28,500円 経過措置の対象者である身体障害者手帳2級所持者は12,000円

敬老祝(年)金

新市では、77歳(喜寿)、88歳(米寿)及び99歳(白寿)の方と100歳以上の方に敬老祝(年)金を支給することになります。なお、金額については新市で調整することになります。





保育所、学校給食、奨学金

保 育 所

新市では、保育所の運営は現行どおりとし、保育料については、認可保育所が国の徴収金基準額表を参考に設定し、へき地保育所もこれに準じます。例えば、平成14年度における国の制度等を基に、保育料（月額）を仮に算定した場合は下記の表のとおりとなります。

階 層	認可保育所		へき地保育所	
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯	7,500円	5,000円	3,000円	1,500円
市町村民税課税世帯	15,000円	13,000円	6,000円	3,900円
所得税額 64,000円未満	25,000円	23,000円	10,000円	6,900円
所得税額 64,000円以上160,000円未満	40,000円	31,000円	16,000円	9,300円
所得税額 160,000円以上408,000円未満	55,000円	34,000円	22,000円	10,200円
所得税額 408,000円以上	75,000円	40,000円	30,000円	12,000円

注)へき地保育所における給食実施保育所の給食費(食材費等)については、保育料とは別に実費負担が必要となります。



学 校 給 食

新市では、給食の保護者負担については、合併後1年間は現行どおりとなりますが、その後は食料費及び光熱水費が保護者負担となります。



奨 学 金

新市では、奨学金は貸与方式となります。
貸与額及び貸与資格については、下記のとおりとなります。

貸与額	高校等月額10,000円、大学等月額30,000円
貸与対象者	新市に住民登録がある保護者
資格制限	保護者の所得に制限があります。





学校開放施設の使用料、体育施設の使用料

学校開放施設の使用料

新市では、学校開放施設の使用料は下記のとおりとなります。

屋内運動場（体育館、講堂、武道館）

午前 8:00 - 12:00	午後 12:00 - 17:00	夜間 17:00 - 22:00	小 学 校	中 学 校
120円	150円	150円	大坊、馬我野、甲斐ノ川	東陽(武道場) 明洋(武道場)
180円	220円	220円	上秋津、栗栖川	三里
360円	450円	450円	田辺第一、中芳養、新庄、稲成、大熊、龍神、宮代、東、殿原、中山路、福井、三川、請川、四村川	
600円	750円	750円	芳養、長野、秋津川、鮎川	明洋、長野、龍神、虎東、下山路、近野
770円	960円	960円	田辺第二、田辺第三、田辺東部、新庄第二、三栖、上芳養、二川	中芳養、上秋津、衣笠、上芳養、中辺路
1,210円	1,510円	1,510円	会津、近野	高雄、東陽、新庄、本宮

注)上記の使用料は、全面を使用した場合のものです。施設によっては、半面使用の場合の料金設定もされます。

屋外体育施設（運動場）

午前 8:00 - 12:00	午後 12:00 - 17:00	夜間 17:00 - 22:00	小 学 校	中 学 校
—	—	470円	田辺第二、上秋津、三栖、伏菟野	
—	—	1,040円	田辺第三、田辺東部、会津、中芳養、長野	秋津川
—	—	1,580円	芳養、新庄、二川	上芳養、龍神、下山路
—	—	2,460円	三里、請川	
—	—	3,600円		本宮



体育施設の使用料

新市では、体育施設の使用料は下記のとおりとなります。

区 分	午 前	午 後	夜 間	施 設 名
野球場	3,670円	4,720円	—	田辺市立市民球場、田辺グリーン球場
			9,450円	中辺路町総合グランド野球場
多目的グランド	1,150円	1,470円	—	田辺神島台運動場、龍神村グリーングランド
	730円	840円	1,890円 2時間	田辺市若もの広場、龍神村村民ひろば
	420円	630円	1,890円 2時間	田辺グリーン球場サブグランド、田辺市天神運動場、中辺路町若もの広場、鮎川若者広場、富里若者広場、渡瀬若者広場
体育館	2,520円	3,150円	3,360円	田辺勤労者体育センター、龍神村林業者等健康増進センター、龍神村多目的運動施設(龍神ドーム)
	1,210円	1,510円	1,510円	大塔体育館
	600円	750円	750円	富里体育館、本宮体育館
テニスコート 1面あたり	840円	1,050円	—	三四六、芳養、田辺勤労青年センター、中辺路町総合グランド
			3,150円	文里、安井、小原
武道館・弓道場	1,680円	2,100円	1,680円	田辺市立武道館、田辺市立弓道場
	360円	450円	450円	大塔武道館

注)施設によっては、1時間単位、半面使用の場合等、使用実態に応じた料金設定もされます。

プール	幼児 50円	児童・生徒 100円	その他 210円	もりいこいの広場、安井、湯ノ又、福井、近野、本宮
-----	-----------	---------------	-------------	--------------------------





通学費補助事業、スクールバス・タクシー運行、

通学費補助事業

遠距離通学者（小・中学校の児童・生徒）を対象にしたバス代等の通学費の補助については、合併後3年間は、現行のとおり実施することになります。ただし、その後は各地域の状況を踏まえ、調整することになります。

スクールバス・タクシー運行

遠距離通学者（小・中学校の児童・生徒）の通学手段であるスクールバス・タクシーの運行については、現行のとおり実施することになります。

高等学校通学等助成金

御坊市以南の高等学校等に通学する生徒に係る通学費、寮費及び下宿費について月額12,000円以上負担している世帯に対し、在学中の3年間は、年10ヵ月を限度として、その費用の一部を補助することになります。

補助額

バス通学費	月額10,000円（限度額）
寮費・下宿費	月額 3,300円（限度額）

注1)本制度は、龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町地域に在住している方が対象となります。

注2)補助を受けるにあたっては、保護者の所得に制限があります。



高等学校通学等助成金、水道料金

水道料金

新市の水道料金は、上水道、簡易水道ともに、2ヶ月を1期とし、口径別、段階別の従量（^{ていぞう}逓増）料金制となります。下記の基本料金と従量料金の合計金額が水道料金となります。

口径区分	基本料金	従量（逓増）料金					
		20m ³ 以下	21～40m ³	41～60m ³	61～80m ³	81～140m ³	140m ³ 以上
13mm	2,310円	基本料金 に含む	94.5円 /m ³	126円 /m ³			
20mm	3,360円						
25mm	4,620円						
30mm	5,250円	126円/m ³		157.5円/m ³		210円 /m ³	231円 /m ³
40mm	9,660円						
50mm	15,330円						
75mm	35,700円						
100mm	60,900円						

注1)簡易水道の家庭用口径20mm、25mmの基本料金は、合併後3年間は13mmの基本料金となります。

注2)浄水設備が未整備の簡易水道については、整備されるまでの間、基本料金が420円軽減されます。

例えば、口径13mmの家庭において、2ヶ月で53m³使用した場合、5,838円となります。

40m ³ を超えて53m ³ まで	従量料金	13m ³ ×126円=1,638円	} = 5,838円
20m ³ を超えて40m ³ まで	従量料金	20m ³ ×94.5円=1,890円	
20m ³ まで	基本料金	2,310円	

